



# 弁護士法人 広島みらい法律事務所ニュース

広島市中区八丁堀2-31 鴻池ビル9階 電話082(511)7772 FAX082(511)7773

- 法的サービスをすべての方へ - 第34号 (平成25年4月8日号)

## 有期労働契約

有期労働契約とは、3ヶ月や1年といった一定の期間働くという契約のことです。パート、アルバイト、派遣社員、契約社員などがこれに該当します。有期労働契約については、期間が来れば、更に働きたくても会社に契約の更新を拒否されて「雇止め」となって働けなくなることや、正社員と非正規社員との給料などの待遇差が社会問題となっていました。



## 改正労働契約法で変わったこと

そこで、今年の4月1日から労働契約法が改正され、5年以上勤務した労働者は、会社に申込み無期限の労働契約に変更することができるようになりました。

ただし、5年の計算の対象になるのは、平成25年4月1日以降に結ばれた契約からです。また、給料など他の待遇は変わりません。なお、派遣社員の場合は、派遣先と労働者ではなく、派遣元との間で労働契約が成立します。

## 雇止めの問題

それでは、5年が経つ前に会社に契約の更新を拒否されてしまった場合は、会社を辞めなければならないのでしょうか？この「雇止め」といわれる行為についても、改正労働契約法は定めを置いています。

これまで判例は、例えばそれまで契約を何回も更新したり、事前に会社が契約の更新を約束したなど、契約が更新されると期待するのが合理的である場合には、更新拒絶は認められないとしてきました。

改正された労働契約法は、これら判例のルールを元に、一定の条件下では雇止めが認められないこととしました。

## 正社員と非正規社員の待遇差

非正規社員の方については、正社員と同じ仕事をしているにもかかわらず、福利厚生などの条件が異なるということが多くありました。改正労働契約法は無期労働契約者と有期労働契約者との間に、労働条件に不合理な格差を設けることを禁止しています。

改正労働契約法は、有期契約労働者の保護のため様々な規定を置いていますので、雇止め等を受けてお困りの際は、お気軽に弁護士にご相談ください。(工藤ゆかり)

## 弁護士の入退所&大竹支所長 交代のご報告

滑川弁護士が本年3月31日をもって退所し、4月1日より独立開業します。滑川弁護士の今後の活躍を応援し、協力していきます。

大竹支所長は、4月1日、丸亀弁護士に交代しました。

また、同日、佐藤邦男弁護士が入所し、尾道支所は弁護士2人体制になりました。

よろしく願いいたします。



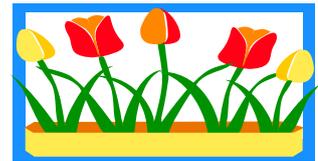
## 法律フク★クイズ

裁判員は裁判員候補者の中からくじ引きで選ばれます。それでは、検察官や弁護士は、裁判員候補者の中から特定の人を除外できるでしょうか。

- 1 正当な理由があれば除外できる
- 2 理由がなくても除外できる
- 3 除外できない

正解は次号で発表します。

前号のクイズの正解ですが、期間限定で働いている人が、平成25年4月1日から数えて5年以上勤務した場合には、無期限で働くことができるようになりました。前記記事も参考にしてください。



## 平成25年4月の相談会・ シンポジウムのご案内

●「法テラスの日  
県内一斉 無料相談会」

4月13日(土) 13時～16時  
定員あり。事前に電話予約が必要です。TEL:050-3383-5485/  
場所:法テラス広島ほか県内各地

●「子どもの日記念シンポジウム2013

子ども達に寄り添う ～いじめを知る～  
4月28日(日) ①13時30分～ 高校生と弁護士らによる演劇、②15時30分～ 川村百合弁護士の講演会  
いずれも入場無料・予約不要/場所:広島市青少年センター/主催&問合せ先:広島弁護士会 TEL:082-228-0230

当事務所の本所の弁護士に相談するには、平日の9時～18時の間に、お電話(082-511-7772)で予約して下さい。相談日時は、原則として、平日の9時～17時半、土曜日の13時～15時半です。

当事務所では、尾道支所(TEL:0848-21-0045)と大竹支所(TEL:0827-54-1222)を開設しており、支所周辺のご相談も積極的に受け付けていますので、お電話で予約して下さい。

詳細は、ホームページでご確認下さい。 <http://www.hiroshima-mirai.com/> (『広島みらい 事務所』で検索可)

所属弁護士 : (本所) 二國則昭、定者吉人、見之越常治、半澤茜、深田健介、工藤ゆかり

(尾道支所) 成廣貴子、佐藤邦男 (大竹支所) 丸亀日出和